

# 検討会議 報告書（案）

公園遊具の安全マネジメントあり方検討会議

令和8年4月22日

## 検討会議の位置づけ

### これまでの経緯

◎ 第1回 皿倉山滑り台のあり方検討会議(R7.10.29)	] 複数の怪我が報告された 皿倉山滑り台のあり方を検討
◎ 第2回 皿倉山滑り台のあり方検討会議(R8.1.13)	
↓ これまでの検討を踏まえ	
◎ 第3回 <b>公園遊具の安全マネジメントあり方検討会議(R8.4.22)</b>	] 公園遊具全体の安全マネジメント についてあり方を検討

### 会議の目的・性格

公園遊具に関する安全マネジメントのあり方を検討することを目的として、市が令和8年1月30日に設置。市の政策課題に対して有識者等に意見を求め、市政運営上の参考とするための「市政運営上の会合」。

### 構成員

現職	氏名
ZEN大学副学長・教授 ほか	上山 信一(座長)
平和通り法律事務所	小鉢 由美
明治学園 学園長	高橋 英樹
北九州市立八幡病院副院長(整形外科)	岡部 聡

事務局 都市整備局みどり公園課

# 1. 課題認識

---

## 公園遊具における怪我の連続発生

---

### 皿倉山滑り台における怪我

- ・ R7.4.25に皿倉山で供用を開始した大型滑り台において、6月上旬に利用者からの怪我発生の通報を受け、翌日より利用停止措置を講じた。
- ・ その後、6月下旬に新聞社による報道がなされたことをきっかけに、複数の大人から、5月に怪我をしたとの通報が寄せられた。

### グリーンパークすり鉢状遊具における怪我

- ・ R7.1月に、すり鉢状遊具において大人の怪我が2件連続して発生した。
- ・ いずれも遊具に取り残された幼児の救出に向かった保護者が足首を骨折したものであった。
- ・ 2件目の怪我発生の翌日より、遊具の利用停止措置を講じた。
- ・ 怪我の発生について、局内での情報共有は速やかに行われたが、副市長以上への報告及び情報公開は未実施であった。

## R8.1.13 皿倉山滑り台あり方検討会議 報告書(抜粋)

- 今回は、子ども用の遊具を大人が使った場合に想定外の怪我が発生した事例だった。しかし、遊具は野外での自由利用が前提になっているため、大人による想定外の使い方による怪我の発生リスクを排除しきれない。
- リスクを早期に把握し対策を講じるために、工場や交通機関等では、ヒヤリハット情報の収集等による安全管理の仕組みが構築されている。
- 当市もこれら先行事例を参考に、遊具全般に関する体系的な安全管理とリスクマネジメントの仕組みを構築すべきである。本検討会議は、引き続きその仕組みを検討し、提言する。例えば、
  - 予兆をつぶさに察知し、リスク管理に反映する仕組み  
(ヒヤリハット情報の管理等)
  - 軽微な事象から今後のリスクを早期に発見する仕組み  
(ハインリッヒの法則に学ぶ)

## 予兆情報の収集と分析について

### 今回の事象に関する懸念

- ・初期の巡視員の発見の深掘りができていたのか？
- ・怪我をしたという通報を受けた後、詳細ヒアリングを行うルールが徹底されていたか(診断書入手等)？
- ・通報を受け取り分析する窓口や分析する機能が明確だったか？
- ・様々な予兆情報を統合して安全管理に活かす仕組みが十分か？
- ・注意喚起のやり方やタイミングに改善の余地がありうる？
- ・不確実な情報をさみだれ式に对外発表し、不必要な不安を抱かせたのではないか？

・リスクの予兆情報のスピーディーな収集

・予兆情報を統合しスピーディーなアクションにつなげる仕組み

・適時的確な情報公開と注意喚起

## R8.1.13 皿倉山滑り台あり方検討会議 報告書(抜粋)

組織の問題		
世の中の変化	できていたこと	+ 結果に対する備え
<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク社会</li> <li>・安心と安全</li> <li>・SNSの功罪</li> <li>・行政(企業)に対する不信感</li> <li>・リスクマネジメントの普及               <ul style="list-style-type: none"> <li>—ヒヤリハット</li> <li>—TQC活動 etc</li> </ul> </li> <li>・安全管理 ➡ サービス+</li> <li>・生産性向上 ➡ 経営品質</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・怪我発生を知り すぐに止めた</li> <li>・飛び出し予防のための工夫</li> <li>・注意喚起の看板など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大人や幼児が使う想定外の予知</li> <li>・「注意書き」を足しても周知はしきれない・・・</li> <li>・専門家を交えたチームワークによる調査</li> <li>・スピード</li> <li>・いち早く幹部で共有して対応する</li> <li>・不確かな情報を発信しない</li> </ul>

R8.1.13 皿倉山滑り台あり方検討会議報告書より引用

## 2. 提案

---



## 公園遊具における安全マネジメントの段階分け

---

遊具の計画・設置から怪我の発生まで、段階を分け、それぞれにおいて、安全マネジメントの現状の問題と今後の対応の基本的視点を整理する。

### A 計画・整備

---

設計着手前・整備前・供用前のそれぞれの段階において、公園の立地・特性や利用者の動きを想定してリスクを抽出・評価し、設計や整備に反映できるか

### B 運用

---

ハード面における遊具の安全性だけでなく、遊具の利用方法や遊び方などソフト面における安全性を把握できる体制になっているか

### C 予兆・ヒヤリハット

---

公園のスタッフや利用者から得られた予兆情報を収集・統合し、未然に事故を防ぐ対策を講じられるか

### D 怪我の発生

---

迅速に怪我の事実確認や利用停止の判断を行い、遊具の利用者などの必要な市民に対し、適時的確に情報を発信できるか

# 皿倉山滑り台における問題と対応の整理 <段階A:計画・整備>

		before < 現状 >	after < 対応 >
本庁	管理職 係長 職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊具の利用のされ方の想定、設計・計画時に複数の視点によるリスクの評価が行われていない               <ul style="list-style-type: none"> <li>－対象年齢以外の者が利用する可能性、リスク評価</li> <li>－オリジナル遊具のリスク評価等</li> </ul> </li> <li>・過去の怪我事例が教訓として十分に生かされていない               <ul style="list-style-type: none"> <li>－市内の同型遊具で大人が骨折、大人の利用を制限していた</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点(遊具)ではなく、エリア(公園全体)での想定、リスク評価               <ul style="list-style-type: none"> <li>－当該公園の利用者の規模・属性 各属性の遊具への関心度合い 遊び始めから終わりまでの想定 (ユーザー目線での導線、行動)</li> </ul> </li> <li>・複数目線の評価(専門⇔素人)               <ul style="list-style-type: none"> <li>－現場(指定管理者・区役所) 予兆・怪我情報の集約部署 幹部層 当該遊具の設計・製造事業者 外部(遊具の設計コンサルなど)</li> </ul> </li> </ul>
	指定管理者 区役所・ 職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>－(関わりなし)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁(計画・設計部署)との協議に参加</li> </ul>

# 皿倉山滑り台における問題と対応の整理 <段階B:運用>

		before < 現状 >	after < 対応 >
本庁	管理職 係長 職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理を担当する区役所への引継ぎの不備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 供用開始時に区に図面が引き継がれていない</li> </ul> </li> <li>利用者の遊具の遊び方等を把握していない</li> <li>遊具の特性や正しい使い方が周知されていない</li> <li>ヒヤリハット情報など市民の声を積極的に拾う仕組みがない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区役所・指定管理者への引継ぎルールを明確化する                             <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 事前に図面渡しとともに説明</li> </ul> </li> <li>新設遊具は供用後の一定期間本庁(公園管理課)が状況を分析する</li> <li>市HPなどで広く市民に周知</li> <li>市民通報システムにソフト面の項目を追加し通報を受け付け</li> </ul>
	区役所・指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理職 係長・チーフ 職員</li> <li>巡視員 スタッフ</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員個人の判断で試験利用を実施 (その際、怪我が発生する等のリスク)</li> <li>巡視員・スタッフの点検項目がハード(破損・劣化)のみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ルールに基づき試験利用</li> <li>点検項目に利用者の動きや怪我のリスクのほか、各種ソフト面を追加                             <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 「使われ方」「危ないと感じたこと」</li> </ul> </li> </ul>

# 皿倉山滑り台における問題と対応の整理 <段階C:予兆・ヒヤリハット>

		before < 現状 >	after < 対応 >
本庁	管理職	ー(関わりなし)	・管理職がリスクの程度を評価し、報告を受けた幹部職員が対策を決定
	係長職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場情報を課長以上に報告して今後の対策を協議していない</li> <li>ー現場の受け止めや工夫改善にとどまる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予兆情報の収集・評価部署を決め情報を一元化</li> <li>➡都市整備局・都市戦略局にまたがる公園部門の再編</li> </ul>
区役所・指定管理者	管理職	・現場の予兆情報や法的リスクは都度、本庁に報告	・巡視員やスタッフの情報を定期的に課長以上で共有
	係長・チーフ職員	・課長以上での定期的な共有・評価は行っていない	
	巡視員・スタッフ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡視員は個人の判断でヒヤリハットを報告</li> <li>ー画像が課長以上に共有されなかった</li> </ul>	・新たな点検項目に基づき、予兆情報を把握し、課長以上に報告

# 皿倉山滑り台における問題と対応の整理 <段階D:怪我の発生>

		before	after
		< 現状 >	< 対応 >
本 庁	管理職 係長 職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応を判断する部署が曖昧                             <ul style="list-style-type: none"> <li>－利用停止、怪我人への事実確認 (区・指定管理者) 庁内共有、対外公表(本庁)</li> <li>－区・指定管理者に対し、本庁が受け身</li> </ul> </li> <li>・庁内共有・対外公表の乱れ                             <ul style="list-style-type: none"> <li>－重傷案件にも関わらず三役に未報告 (マニュアルに従い、局長まで情報共有)</li> <li>－利用停止の市HP掲載の遅れ</li> <li>－事実確認(注)をせず怪我を公表</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁(公園管理課長)での総括・ 対応の判断                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➔都市戦略局・都市整備局にまたがる 公園部門の再編</li> <li>－情報収集・庁内共有 怪我人調査・専門的助言の聴取 利用制限の判断・方針の決定</li> </ul> </li> <li>・庁内共有ルール・公表にかかる 判断要素の明確化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>－報道課・三役による対外公表の判断</li> </ul> </li> </ul>
区 役 所 ・ 指 定 管 理 者	管理職 係長・ チーフ 職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場として判断、対応                             <ul style="list-style-type: none"> <li>－利用停止</li> <li>－周知・HP掲載</li> <li>－怪我人への対応</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初動時の事実確認</li> <li>・本庁(公園管理課長)の判断の もと、利用停止・怪我人対応等 を実行</li> </ul>
		(注)事実確認・・・怪我人の病院での受診状況を確認	

参考

# 民間企業の先進事例から得た知見 (安全マネジメント)

---

都市整備局

財政・変革局

令和8年4月22日

## 民間企業における安全マネジメントの知見の習得

皿倉山検討会議の提言にある、交通機関や工場の先進的な安全管理の仕組みを学ぶため、検討会から提案のあった4つの段階を踏まえて、各社のエキスパートより自社の取り組みをご教示いただいた。

### 《4つの段階》

A 計画・整備	B 運用	C 予兆・ヒヤリハット	D 怪我の発生
---------	------	-------------	---------

日付	スピーカー	市出席者	内容
3/6	西日本旅客鉄道株式会社 富本 直樹 氏 (執行役員近畿統括部長)	本庁部門 29人 (都市整備局、都市戦略局、 財政・変革局)  現場部門 16名 (区役所、指定管理者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織全体で安全を確保する仕組み</li> <li>・報告型のリスクアセスメント</li> <li>・探求型のリスクアセスメント</li> <li>・ヒヤリハット対応、評価</li> <li>・供用前、供用時モニタリング</li> </ul>
3/10	TOTO株式会社 田中 江美 氏 (リスク管理統括室長)	本庁部門 31人 (都市整備局、都市戦略局、 財政・変革局)  現場部門 13名 (区役所、指定管理者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備導入時のリスクアセスメント</li> <li>・リスクアセスメントの実施タイミング</li> <li>・リスク評価の仕組み</li> <li>・事故・災害発生時の報告体制</li> </ul>
3/17	株式会社スターフライヤー 木原 真理子 氏 (常勤監査役)	本庁部門 31人 (都市整備局、都市戦略局、 財政・変革局)  現場部門 18名 (区役所、指定管理者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空における安全</li> <li>・航空の安全管理体制(SMS)</li> <li>・安全リスクマネジメントのプロセス</li> <li>・組織の安全文化</li> <li>・アサーションの推進</li> </ul>

## 段階別 習得した知見①

---

### 《A 計画・整備》

- ・新たな設備やシステム導入時に、企画段階から十分なリスクを予測し設計に反映
  - ①計画段階で、専門家が起こりうる事象を想定
  - ②リスクを踏まえた設計とし、リスクを解消・軽減する補助手段もセットで用意
  - ③整備完了後、事前に決めた打ち手が現地に反映されているか確認したうえで供用
- ・供用前に、想定される利用者(疑似利用者)や事象のチェックリストを用い、利用テストを実施
- ・人間の動線や行動特性、設備のわずかな隙間など、潜在リスクにも注目
- ・各部門における多人数・多角的なチェックで、リスクの洗い出し
- ・現場で感じた「引っかかり」を無視しない観察力を重要視
  - ➡「引っかかり」が、単なる個人の癖ではなく、設備の不具合や問題を起こしている可能性
- ・時代のトレンドや世間の厳しさの変化から、リスク判断の基準が一定ではないことを認識
  - ➡常に最新の状況に合わせて見直すことが必要



## 段階別 習得した知見②

---

### 《B 運用》

- ・机上のリスク評価に加え、現場からの日常的なヒヤリハット情報の収集による正確な現状把握
  - ➡設計思想だけでは防げないリスクが存在するため、徹底した現場チェックが不可欠
  - ➡何が起きているかを把握できなければ、適切な判断・対策が困難
- ・ヒヤリハット報告は、将来発生し得る怪我等を未然に防ぐための「宝の山」とであると認識
  - ➡「危ない」という気づきや「ヒヤッとした」という事象があれば、  
従業員が躊躇なく報告できる組織文化と仕組みを構築することが理想
- ・無理なく・長続きする・自組織に適した仕組みの構築
  - ➡市が管理する公園の数が多いため、予兆情報の収集対象を規模の大きな公園に絞るなど、  
無理のないやり方が必要
- ・設置後における「現地」で、「現物」を、「現認」することを重要視
  - ➡事前のリスクアセスメントを実施した場合でも、想定外の使用があるものと認識
  - ➡当初の3日間見れば大体のことが見えるため、そこで手が打てるかどうか重要
  - ➡平日/休日や早朝/昼間など、それぞれどのような人が使うのかを確認してリスクヘッジ

## 段階別 習得した知見③

### 《C 予兆・ヒヤリハット》

- ・収集した全ての予兆情報のデータベースへの集約化と、統計的な処理・活用
- ・複数の人や階層による、リスクの点数付けを実施
- ・対策実施の是非を、経営課題として認識
- ・経営層出席の会議(最高決議機関)などで共有・審議のうえ、適切な対策を検討・実行
  - ➡「ヒト」「モノ」「カネ」の投入は、経営の根幹に関わる経営判断
  - ➡合意形成が難しいものを誰が決定するのか、そこを想定した枠組みでないと非現実的
- ・予兆情報がないときでも「案件がない」旨を会議体として確認
  - ➡経時的・定量的に見ることで、違和感に気付ける仕組みを構築
- ・顕在化したエラーに対して、根本的な原因を初期段階まで遡って徹底的に追求
  - ➡真の原因を特定し、効果的な再発防止策を講じることが可能
- ・コミュニケーションによる安全文化の醸成
  - ➡相手を尊重しつつ、適切に自己主張(=アサーション)
    - 縦のアサーション: 組織内の権威勾配を超え、上層部や職位の高い人に対しても適切に意見を主張  
(勾配が急すぎると意見できない、勾配がないと責任が曖昧になるなど、適度な勾配は必要)
    - 横のアサーション: 異なる職種の同僚間でも、安全に関する懸念や意見を適切に伝達

## 段階別 習得した知見④

---

### 《D 怪我の発生》

- ・注意喚起には以下の2つの性質があり、組み合わせることで、効果的な注意喚起を実施
  - ①利用者の意識付けのための啓発周知
  - ②事故の発生を防ぐための物理的対策
- ➡例)大人向けの啓発QRコードの掲示×遊具の入口を狭くして構造的に入りにくくする など
- ・「安全規準に沿っているので問題ない、あとは自己責任」という考え方からの脱却
- ・公表リスクや社会からの目が常に変化していることを認識
  - ➡以前は許容された事故であっても、現在は問題視される傾向にあると注意が必要

# 今後の方針

---

都市整備局

財政・変革局

令和8年4月22日

# 今後の方針(取組の概要)

## A 計画・整備

《新たな取組》

- ・計画段階から、管理部門や専門家の意見も幅広く確認
- ・予兆やヒヤリハット情報で得られた知見を、設計や施工の各段階で反映
- ・様々な利用を想定した供用前テスト実施
- ・予兆やヒヤリハット情報を踏まえた改修等の検討

## B 運用

《新たな取組》

- ・供用直後は現地に人員を配置・観察
- ・日常巡視において遊び方を確認
- ・予兆やヒヤリハット情報を収集できる仕組みの整備
- ・遊具の正しい遊び方の周知

### 公園遊具安全確保マネジメント本部

◎A～Dの各段階における、安全マネジメントを統括

通常時:月1回

主宰:都市整備局長

【都市整備局】

- ① 公園管理課(管理部門)
- ② 公園計画課(計画部門)
- ③ みどり公園課(設計部門)

【現場の管理・工事監督部門】

- ④ 区役所まちづくり整備課
- ⑤ 都市整備局東西整備事務所

※必要に応じて専門家の知見を活用

## D 怪我の発生

《新たな取組》

- ・骨折以上の怪我については市長を含む経営層まで速やかに報告
- ・怪我の発生情報をHPで広く情報発信し、注意喚起

## C 予兆・ヒヤリハット

《新たな取組》

- ・予兆やヒヤリハット情報を集約
- ・予兆やヒヤリハット情報の評価・検討